

記者発表資料  
令和5年12月11日  
教育庁保健体育安全課学校保健給食班  
担当：佐藤、松村  
電話：022-211-3666

## 県立学校における感染症による臨時休業について

令和5年12月4日から12月8日までの県立学校における感染症による臨時休業については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 季節性インフルエンザ

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
宮城県登米総合産業高等学校	1学級	R5.12.4～12.6
	1学級	R5.12.5～12.7
	2学級	R5.12.7～12.8
	1学級	R5.12.8のみ
宮城県仙台西高等学校	1学級	R5.12.5～12.6
宮城県仙台二華高等学校	1学級	R5.12.5～12.7
宮城県工業高等学校	1学級	R5.12.5～12.7
宮城県仙台第一高等学校	1学級	R5.12.5～12.7
宮城県古川工業高等学校	1学級	R5.12.5～12.7
	1学級	R5.12.6～12.7
	1学級	R5.12.7～12.8
宮城県立小松島支援学校	1学級	R5.12.6～12.8
	1学級	R5.12.8のみ
宮城県仙台南高等学校	1学級	R5.12.8のみ

#### 2 新型コロナウイルス感染症

学校名	臨時休業の対象	臨時休業の期間
なし		

県立学校において感染症による臨時休業措置を取った場合、1週間の休業状況を集約し、翌週の月曜日に公表します。